

○法務省告示第 号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和五年法律第五十六号）の施行に伴い、及び出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五十五条の五十三第一項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第五十五条の五十三第一項各号のいずれかに該当する場合に收容することができる単独室の基準を次のように定める。

法務大臣

出入国管理及び難民認定法第五十五条の五十三第一項各号のいずれかに該当する場合に收容することができる単独室の基準

出入国管理及び難民認定法第五十五条の五十三第一項の法務大臣が定める単独室の基準は、次のいずれにも該当することとする。

- 一 收容された者の身体を傷つけにくい構造及び設備を有すること。
- 二 損壊しにくい構造及び設備を有すること。

三 室内の視察に支障がない構造及び設備を有すること。

四 適当な換気、照明、保温、防湿及び排水のための構造及び設備を有すること。